令和7年度 行政評価(令和6年度対象)に係る外部評価について

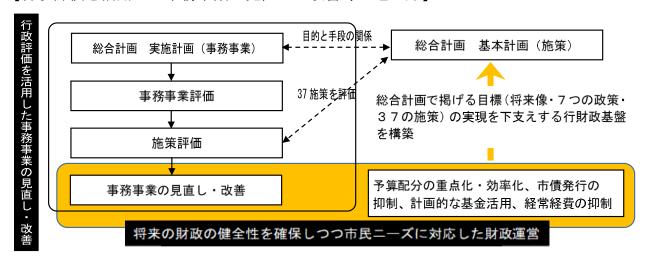
1 第2次総合計画に基づく行政運営の推進

- 本市の今後を見据えると、合併特例事業債の終了や、高齢化の進展等に伴った扶助費の増加が見込まれるなど、より一層の環境の変化が予想されるため、いかなる状況下に置かれても、長期的な視点に立って市が目指す目標を実現できるよう、市役所が一丸となって、あらゆる分野における政策・施策・事業を最も効果的な形で展開していく必要があります。
- 市では、行政運営マネジメントの基軸と位置付ける<u>総合計画に基づいた行政運営を原則とする</u>とともに、<u>政策・施策を体系的に整理し、施策ごとに明確な目標を定め、行</u> 政運営マネジメントを実行することとしています。

2 本市の行政評価の基本的な考え方

- 第2次総合計画は「基本構想(政策)」・「基本計画(施策)」・「実施計画(事務事業)」 の三層構造で、目的と手段の関係が連鎖的につながる計画体系となっています。
- この計画体系に即して、施策評価(基本計画レベル)と事務事業評価(実施計画レベル)の2段階の行政評価を実施し、評価結果を活用して、事務事業単位及び計画全体に係るPDCAサイクルを構築します。
- 事務事業の見直し・改善にあたっては、<u>事務事業に係る必要性・効率性・有効性(施</u> 策への寄与度)の評価(事務事業評価)を踏まえて施策評価を実施し、施策の今後の方 向性を整理した上で、施策目的(達成度指標)を達成するための手段である事務事業の 見直し・改善につなげていくことを目指します。

【行政評価を活用した事務事業の見直し・改善等の進め方】



■ また、本市の行政評価では、<u>事後評価及び施策・事業担当課の自己評価を基本</u>としますが、<u>評価の妥当性・客観性を確保するため、行政改革推進委員会において意見等の聴</u>取(外部評価)を行います。

3 行政改革推進委員会における外部評価の視点

- 評価の妥当性・客観性の確保を主眼に、施策評価を中心として、行政改革推進委員会では次の視点から意見等を聴取します。
- 〇達成度指標の要因分析が妥当か。
- 〇各事務事業の評価(施策への寄与度等)が適切か。
- ○達成度指標の状況等を踏まえて、「施策の評価と今後の方向性」が整理されているか。
- 〇「別の視点・角度からの方向性」や「方向性の一層の具体化・深化」は必要ないか。
- 「施策の評価と今後の方向性」は、関連する個別の事務事業の継続や見直し等の方向性を含むものであり、その継続や見直し等の判断の妥当性や、見直し等を伴う場合の見直し案の方向性について、代替案の提案も含めて意見聴取を行うこととします。

4 外部評価の対象施策

■ 外部評価の対象施策は、<u>過去3年間で1度も選出したことがない施策</u>のうち、<u>達成</u> <u>度指標及び活動指標において未達成が多い施策</u>から、行政改革推進委員会での意見聴 取が必要と考える以下の3施策について外部評価を行います。

【外部評価の対象施策】

政策 2	施策201	母子保健の充実
政策 2	施策202	子育て支援の充実
政策 7	施策701	市民参加・市民協働の推進